

閱覽用

平成28年 第11回

神崎市農業委員会総会議事録

平成28年11月2日

神崎市農業委員会

平成28年第11回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年11月2日(水) 午前9時30分 開会
2. 開催場所 神崎市役所 3-3会議室
3. 出欠者の状況
出席委員13名
欠席委員 なし
傍聴者 なし

番号	役職	氏名	出欠
1	会長	森 義博	出
2	副会長	筒井 信秀	出
3	副会長	服巻 玉美	出
4	委員	香月 涼子	出
5	委員	馬渡 次秋	出
6	委員	原 隆行	出
7	委員	大田 一秀	出
8	委員	福田 省二	出
9	委員	邦田 良正	出
10	委員	鶴 博行	出
11	委員	福田 肇	出
12	委員	黒田 和吉	出
13	委員	本間 昭久	出

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

13番 本間 委員 3番 服巻 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 江口 重信 係長 山口 秀利

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	非農地証明について	1件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	101件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	34件
報告第2号	農用地等売渡希望申出書の取下げについて	1件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長	江口 重信
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主事	市丸 麻記

【農政水産課職員】

農政企画係主事	桑原健太郎
---------	-------

6. 会議の概要

事務局長

皆様、おはようございます。

本日は、大変お忙し中、総会に出席していただき、ありがとうございます。

また、先月から実施いたしました、農地現況再調査につきましては、雨の日もありましたが、皆様のおかげで無事終了することができました。お礼申し上げます。

着席して議事を進めさせていただきます。

それでは、平成28年第11回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（会長あいさつ）

先ほどから言われますように、今朝めっきり寒くなり、いっぺんで秋が来たような感じでございます。また、稲刈りがまだ済んでいない所がたくさんあります。そういうことで早速ですけど、只今から平成28年第11回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長

本日の出席委員は13名でございます。全員出席です。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。「森」会長、宜しくお願いいたします。

(会長これより議長となる。)

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は13番「本間」委員と3番「服巻」委員の2名を指名いたします。

宜しくお願いいたします。

議長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の江口局長、山口係長を指名いたします。

議長

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	非農地証明について	1件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	101件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	34件
報告第2号	農用地等売渡希望申出書の取下げについて	1件

以上、4議案107件、報告第1号から報告2号の35件でございます。

ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長

只今から議事に入ります。質問のある方は挙手をされ、指名を受けてから議席番号と氏名を言って、マイクを通してから発言されるようお願いいたします。

議長

申請者の方、入室をお願いします。

(農地法第5条 受付番号1番、申請者入室)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について事務局より説明いたします。

事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。

受付番号1番、申請地の所在は千代田町〇〇字〇〇番〇〇田261㎡で、事業面積はこれと宅地1筆の一体活用の合計888.82㎡です。

転用の目的は借家建設用地で、転用の理由及び譲り渡し人、譲り受け人については記載のとおりです。施設の用途は、借家4棟、駐車場など合計888.82㎡です。総事業費は土地代、整地費、建設費など総額〇〇千円で、資金調達は全額自己資金です。転用着工は平成28年12月1日、工事完了は平成29年3月31日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は、住宅地に連たんした農地ですが、その規模が概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域にある農地で第1種農地と判断され、許可基準は「申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもので、当該農地を供することが必要であると認められ、第1種農地の占める割合は1/3を超えないもの」が該当します。位置図、計画図などを4ページと5ページに添付しています。

申請に必要な書類として用地選定理由書、土地利用計画図と建設費見積書、資金関係資料、佐賀東部土地改良区や神崎市土地改良区及び神崎市建設課等との協議書類、神崎市教育委員会への埋蔵文化財に係る手続き、申請に係る用途に遅滞なく供することの確約書などが全て提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無についても雨水や汚水等の処理が適切に計画されていて、区長さん、生産組合長さんによる無条件の排水同意書も提出されていて特に問題はないと思われれます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号1番について、地区担当委員の〇〇番〇〇委員のご意見をお伺いいたします。

〇〇番 〇〇 委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

はい、〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号1番の申請は、私の担当地区でございます。

申請内容については、只今、事務局の説明のとおりでございます。私も地区の推進委員(区長)と一緒に現地を確認いたしました。今回の転用については、周辺の営農には支障はないと考えております。また、現在、申請が出ている先に田があり、パイプラインが通っておりますが、構造物は建てないという確約も取れており、今回の転用については、特に問題はないと考えております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようでございますので、質疑を終了します。

申請者の方は退室をお願いします。ご苦労さまでした。

(受付番号1番 申請者退室)

議 長

それでは、これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定をいたします。

(農地法第5条 受付番号2番、申請者入室)

議 長

それでは、次に、受付番号2番についてを議題といたします。

受付番号2番について事務局から説明いたします。

事務局

【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番、申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇番の田の321㎡で、賃貸用共同住宅建築に係る仮設道路として許可されていましたが一時転用の期間を延長する申請です。期間延長の理由及び貸し付け人、借り受け人については記載のとおりです。施設の用途は、仮設道路や緩衝帯の設置で321㎡です。

総事業費は賃貸料、農地復元の整地費の〇〇千円で、資金調達は全額自己資金です。期間は平成28年11月1日から農地復元完了の平成29年3月20日までの予定です。

権利の内容は賃借権の設定で、農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は第2種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。申請に関する必要な書類として期間延長及び用地選定理由書、土地利用計画図と整地費見積書が提出され、期間延長に伴い佐賀東部土地改良区や神崎市土地改良区及び神崎市建設課への再度の協議と神崎市教育委員会への埋蔵文化財に係る手続きがあらためて行われ、農地復元確約書も提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無についても雨水等の処理は現在も適切に処理されていて、これを継続する計画で再度区長さん、生産組合長さんと協議した無条件の排水同意書も提出されていまして、特に問題はないと思われます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第1号、受付番号2番については、土地の所在は、神埼町〇〇でございますので、〇〇番の〇〇が意見を述べさせていただきます。

〇〇番 〇〇 委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

申請内容については、只今、事務局の説明のとおりでございます。

私も地区担当の推進委員とともに現状を見てきましたけど、アパート建設工事の工期延長に伴う一時転用の期間延長ということでございます。これまでどおり周辺農地の営農活動に支障を及ぼすようなことはないと思っておりますので、皆様のご審議の程よろしくお願ひします。

議 長

それでは、受付番号2番について何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

〇〇番〇〇委員どうぞ

〇〇番 〇〇 委員

〇〇番の〇〇でございます。

この件につきましては、延長でしょう。いつ許可がおりたのか。それと理由は長雨と書いてありますが、この工事は4ヶ月、5ヶ月も延期できるのかと思ひお伺ひします。

議 長

私も建築される方と話をしましたが、元々、農業委員会には1年半か2年前ぐらい前にかかっており、工事に入られたのが半年ぐらい前です。

いったん工事にかかりかけたらですね、〇〇の区長、生産組合長はもちろん同意をしておりますし、現地は〇〇班になりますが、班は承認をされております。ところが、工事に入ったら意見があり、そういうことで工事が長引いております。また、工事で資材とか運搬するようになり、その方も気になったのか、そういうことから対策等をするので、工期が長くなったと聞いております。詳しくは申請者の方もおられますので、そういうことでございます。

〇〇番 〇〇 委員

この件について、近所には説明はされたのか。

申請者

近隣に個別という形ですけど、説明に回っております。それでご納得をいただいて現場が再開できたという状況です。

〇〇番 〇〇 委員

今後、こういうことがないように工期を長くするなどして、契約してください。
宜しく申し上げます。

議 長

他に質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議がないようでございますので、質疑を終了します。
申請者の方は退室をお願いします。ご苦勞さまでした。

(受付番号2番 申請者退室)

議 長

これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定をいたします。

(議案第2号 非農地証明関係)

議 長

次に、議案書の2ページをご覧ください。

議案第2号非農地証明についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局

【議案第2号、非農地証明について議案書を基に朗読後、説明】

議案第2号、非農地証明について説明します。

非農地証明については、10月総会で審議、決定して頂いた「神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準」の規定に基づき、申請事案についての現地調査と事実確認等を行って総会審議に諮ります。

申請地の所在は神埼町〇〇字〇〇番〇〇と〇〇字〇〇番〇〇の田2筆
合計の1,800㎡です。

申請の理由及び申請人については、記載のとおりで農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は、住宅地や事業の用に供する施設又は公共施設などが連たんしている区域内にある農地で第2種農地と判断します。

申請地の位置図と現況写真を8ページと9ページに添付しています。許可基準については、適用欄に記載しておりますけど、申請地の内容は概ね20年以上にわたり周囲との問題もなく現状活用されていることなど「神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準の規定」に適合し、非農地証明に該当すると思われまます。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

議案第2号、受付番号1番については、土地の所在は神埼町〇〇でございますので、〇〇番の管轄であります〇〇が意見を述べさせていただきます。

〇〇番 〇〇 委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

申請内容につきましては、只今、事務局の説明のとおりでございます。

この申請は、地区推進委員の現場活動を通じて申請者に指導されたものでありまして、私も現場の状況を確認しております。現地の隣に〇〇がおりまして、20数年前から現在のような状況でございました。資材置き場等として利用されたところであります。この間も周辺農地の営農活動に支障を及ぼすことはなかった訳でございます。

そういうことで、非農地証明の承認基準に該当するものと思っておりますので、皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

(質疑・応答)

議 長

受付番号1番について、何か質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ありませんか。質疑がないようでございますので、質疑を終了いたします。

議 長

これより採決に入ります。

議案第2号、非農地証明について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案につきましては、原案のとおり承認することに決定いたします。

(農地法第3条関係)

議 長

それでは、議案書の3ページをお開きください。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番から受付番号3番まで一括して審議をいたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

【議案第1号、受付番号1番から3番の議案書を基に朗読後、説明】

議案第3号農地法第3条の規定による許可申請3件について説明します。

議案書1ページから2ページに記載しております、受付番号1番から3番について、移転する権利は所有権で、申請理由は記載のとおりです。

申請者は、農地の全てを効率的に耕作し、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしておりますので、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可基準を満たしていると思われれます。

以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。議案第3号について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

はい、〇〇番〇〇委員

〇〇番 〇〇 委員

〇〇番の〇〇です。

数字的なものですが、実際申請地の面積が8,639㎡の田がありまして、自作地は

11,120㎡の自作地があった訳ですけど、全部譲渡するのではなく、少し残った分がありますが、その辺はどうなっているのか質問します。

議 長

事務局、回答をお願いします。

事務局

申請地が〇〇様(お母様)の名義でありまして、他の農地については、譲り受け人の〇〇様の所有となっておりますので、この3条申請、全ての農地が〇〇さんの所有となります。

〇〇番 〇〇 委員

相続できていなかった分が、今回の申請ですか。

事務局

生前贈与で今回、〇〇さんから美知子へ所有権を移転するんですが、申請地以外のこの世帯の農地については、譲り受け人の名義が〇〇さんの名義となっておりますので、今回の所有権移転で全ての農地が〇〇様の名義となります。

〇〇番 〇〇 委員

申請地の面積と合わなくていいのか。

議 長

はい、どうぞ

〇〇番 〇〇 委員

〇〇番「〇〇です。

申請地が8, 639㎡ですよね。自作地が両方とも同じ数字が入っていて、〇〇さんの自作地が3, 000㎡くらいしかなくて、借入地が8, 639㎡になるんじゃないかと考えますが、違いますか。

事務局

そこは、同一世帯であるため経営面積は同じになります。

議 長

よろしいですか。他に質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議がないようでございますので、質疑を終了いたします。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番から受付番号3番までについて、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は原案のとおり許可することに決定いたします。

(農政水産課入室)

(議案第4号、利用権設定関係)

議 長

それでは、別冊の議案第4号をご覧いただきたいと思います。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についてを議題といたします。

議 長

それでは、提案者である農政水産課より1ページの総括表について説明をお願いします。

農政水産課

【議案第4号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の桑原と申します。よろしく願いいたします。

着席して説明させていただきます。

それでは、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表 利用権設定関係

神埼町 新規5件 再設定15件 計 20件

内訳は田 34筆 78,696㎡

畑 2筆 446㎡

計 36筆 79,142㎡

千代田町 新規40件 再設定41件 計81件

内訳は田 252筆 573, 578. 97㎡

神崎市 合計101件

内訳は田286筆 652, 274. 97㎡

畑 2筆 446㎡

計 288筆 652, 720. 97㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。総括表による説明は以上です。

議長

総括表の説明が終わりました。

次に、2ページの農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号1番から受付番号5番までについてを審議いたします。

農政水産課、説明をお願いします。

農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの神埼町 新規1番から5番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田11筆 34, 011㎡

畑 2筆 446㎡

計13筆 34, 457㎡ となっております。

なお、1番の申出の利用権設定を受ける者、〇〇様の経営面積に関して説明します。〇〇様が現在耕作されている土地は、亡くなられた父名義の土地であり、現在の経営面積をゼロと表記しております。父名義の土地は2町弱あります。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

何かご質疑ありませんか。

ないようでございますので、質疑を終了します。

(異議なしの声あり)

議 長

これより採決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号1番から受付番号5番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、3ページから4ページの農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号1番から受付番号15番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いします。

農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

それでは、議案書の3ページの神埼町、再設定1番から4ページの15番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田23筆44, 685㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号1番から受付番号15番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございます。全員賛成でございます。

本案につきましては、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

次に、5ページから8ページの農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番から受付番号40番までについてを審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いします。

農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の5ページの千代田町、新規分の受付番号1番から8ページの40番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田126筆313，517.97㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議長

はい、〇〇番〇〇委員どうぞ。

〇〇番 〇〇 委員

〇〇番の〇〇です。

法人化してですね、こういう形になっていると思いますが〇〇と農地管理機構(佐賀県農業公社)の2つ分けて書いてありますが、これは個人的に農家の方が決めているんですか。それとも組織内部で決めたのか、法人化する場合に決めたのか、どんなふうですか。

議長

農政水産課、回答をお願いします。

農林水産課

農政課の方で受け取った際にですね、〇〇さんの方でこのように農業公社に渡す分と直接結ぶ分を分けて提出がありましたので、そのとおりにあげている形です。

議 長

よろしいですか。他にありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようでございますので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番から40番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案につきましては、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の受付番号1番から受付番号41番まで一括して審議いたします。農政水産課、説明をお願いします。

農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の9ページの千代田町、再設定1番から12ページの41番までの申し出について説明します。設定する内容は、田126筆260,061㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようでございますので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の受付番号1番から受付番号41番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって本案につきましては、原案のとおり承認することに決定いたします。

(報告第1号、農地法第18条第6項関係)

議 長

続きまして、報告事項に入ります。

別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について、受付番号1番から34番までを一括して事務局から報告します。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明します。農地法第18条第1項ただし書き第1号から第6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。1ページから12ページに記載しております、受付番号1番から34番につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約です。

なお、受付番号9番から32番までは、農事組合法人〇〇との利用権設定に伴う合意解約です。お目通しをお願いします。以上です。

議 長

只今、事務局より報告がありました報告内容等についてご質問はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

ないようですので、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今、事務局からの報告のとおりでございます。

(報告第2号、農用地等売渡希望申出書の取下げ関係)

議 長

次に、13ページの報告第2号をご覧ください。

報告第2号農用地等売渡希望申出を取下げについてを議題とします。

受付番号1番について事務局から報告いたします。

事務局

【報告第2号、受付番号1番の報告書を基に朗読後、説明】

報告第2号、農用地等売渡希望申出書の取下げについて説明します。

受付番号1番について、申出者、土地の所在等は記載のとおりです。

相対による売買契約によるため、売渡希望申出を取下げることとなりました。

3条申請については、12月の総会に上程する予定です。以上です。

議 長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等についてご質問はございませんか。

議 長

はい、〇〇番〇〇委員

〇〇番 〇〇 委員

「相対による売買契約によるため」の内容の意味について説明をお願いします。

議 長

事務局、回答をお願いします。

事務局

農業委員会のあっせんをせずに直接売買されるということです。

〇〇番 〇〇 委員

農業委員会を通さなくても別に問題はないのですか。

事務局

あっせんの場合は、農業委員会であっせん委員を指名するのですが、直接売り手の方と話をされて、3条申請で取得をされますので、あっせんを利用しないということです。

議 長

よろしいですか。他にありませんか。

(ありませんの声)

議 長

ないようですので、報告第2号農用地等売渡希望申出書の取下げについては、只今、事務局からの報告のとおりでございます。

議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第11回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。

ご審議ありがとうございました。

午前10時12分 閉 会